

審議会委員意見（第2回作業部会後の意見聴取分）

資料 1

資料番号	No	項目	内容	備考
2	14	1章 計画の概要 4文化政策の対象範囲 「メディア文化・芸術」	A デジタル生活文化の功罪 (便利さの裏に人間性の喪失あり) B デジタルメディア文化・芸術をとり巻く諸課題 (著作権、肖像権、人権等の権利関係等の法的整理) (複製、盗作等の問題) A、Bを計画の中で課題として取り上げることが重要である。	【デジタル文化とは】 アナログ文化に対してのもので今や現代人はSNSを駆使する等、便利なくらしや芸術生活をも楽しんでいる。一方、急激な発展により本質をつかめず人間性喪失問題など多くの課題を抱える。 【問題点】 数字、符号に置き換えられないものを無理にデジタル化することの弊害あり。 ・人間性と安全性が担保される必要がある。 ・関係法規の整備が喫緊の課題である。
2	15	1章 計画の概要 4文化政策の対象範囲 「生涯学習」	学習の範囲に限定をつけることにはならないと思われる。なぜなら学習は自己実現の一環として為されるもの。「自己実現」は人生をまっとうする意味でとても大きい意味合いがある。また、「自己実現」や「生きがい」という言葉を入れることで、より意味合いがはっきりする。	【経過】第2回作業部会で、生涯学習の説明を「人々が生涯に行うあらゆる学習」から「人々の自己実現、生きがいに結びつく生涯に行うあらゆる学習」に変更してはどうかとの提案に対し、学習の範囲に限定をつけることになるので、修正しない議論あり
3	1	気候変動、災害、人口動態について	修正案に賛成	
3	2	「文化的民主主義の実現」について	同上	